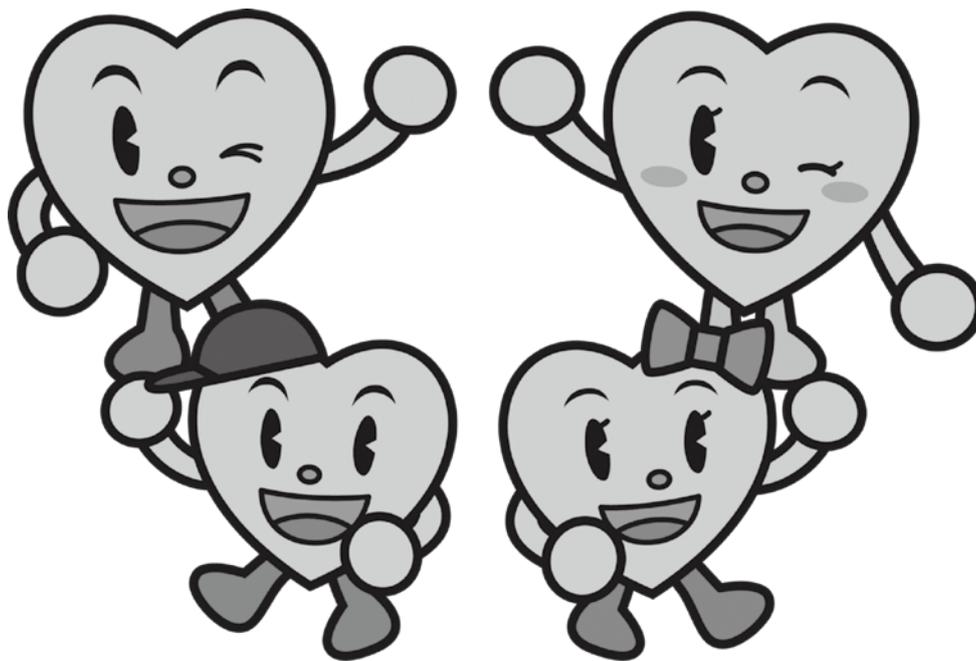


2024年度 事業報告書

ダイジェスト版



一般財団法人 広島県勤労者福祉推進協会

〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号 ワークピア広島5階
TEL(082)261-4208 FAX(082)263-7586 ☎0120-276-701

2024年度 事業推進結果報告

(2025年3月31日現在)

事業項目	推進状況
奨学金貸与事業	【貸与】*2023年3月で全ての貸与完了 【返済】(返済総数)193名 (返済金額)34,020,000円
講演会事業	・日時:2024年8月4日(日)13:30~15:00 ・場所:クレイトンベイホテル(呉市東築地3-3) ・講師:野口健氏/アルピニスト ・演題:災害を生き抜くために ~日ごろからの備えとは~ ・聴講者:200名
相互救済事業	【火災共済事業】(加入口数)3,355,544口(前年比103,093口減少) (給付件数)全焼1件、一部焼5件、落雷2件、付加共済455件 (給付総額)67,064,000円 【総合共済事業】(加入口数)13,318口(前年比353口減少) (給付件数)退職餞別金276件、死亡弔慰金229件、傷病見舞金188件など (給付総額)14,339,000円
(研修会)	【事業推進研修会(6~7月)】 (開催場所)9地区/9会場(参加者)191名
(福利厚生)	【保健体育補助】(補助件数)38件(補助金額)648,000円 【契約保養所利用補助】(利用者数)162名(補助金額)322,000円
その他	勤労者協会は情報開示に積極的に取り組むこととしており、事業年度終了時には、各事業の推進結果と財務諸表などを詳細に掲載した「事業報告書」を発行して関係者に配布するとともに、当協会の事務所所定の閲覧場所に常設し閲覧できるようにしています。また、この事業報告書に基づいた事業推進状況や財務状況については、当協会のホームページ(https://kinrou.jp <input type="text" value="勤労者協会"/> <input type="text" value="検索"/>)においても内容を開示しています。

役員・職員・所長人事

2024年度中に役員(監事)が2名辞任され、後任はそれぞれも機関で確認されました。また、事務局長の交代や所長の退職・復職・就任の人事がありました。

1. 役員(監事)の交代

- 【辞任監事】橋本 晋治(日本製鋼所労組広島支部 事務局長) /辞任日:2024年7月31日
八木澤賢士(三菱UFJ信託銀行広島支店 支店長) /辞任日:2025年3月31日
【後任監事】山口 剛史(日本製鋼所労組広島支部 事務局長) /就任日:2024年10月1日
瀧口 修司(三菱UFJ信託銀行広島支店 支店長) /就任日:2025年4月1日

2. 事務局長の交代

- 【退職事務局長】中本 哲司(退職日:2024年7月31日)
【後任事務局長】臼井 裕子(就任日:2024年8月1日)

3. 所長の退職・復職

- 【退職所長】江藤 浩介(因島支所) /退職日:2024年9月30日(在任:5年5カ月)
【復職所長】前原 伯史(西部支所) /復職日:2024年9月30日(在任:5年1カ月)

4. 所長の就任

<西部支所>

中岡 賢吾(呉支所より西部支所へ異動) /就任日:2024年10月1日

<呉支所>

松崎 博之(IHI労働組合連合会呉支部) /就任日:2024年10月1日

2025年度 事業計画

1. 実施事業 (公益事業)

事業名	実施内容
奨学金貸与事業	引き続き、貸与者からの返済金フォローに努めます。
講演会事業	開催地を広島地区とし、2025年10月～11月頃に講演会を開催します。 1. 場所：広島市内 2. 講師：未定 3. 規模：聴講者300～400名

2. その他事業

事業名	実施内容
相互救済事業	勤労者の相互扶助を目的に共済事業を実施し、理事・評議員や加入団体の協力も得ながら加入促進活動を強力に推進します。また、この事業は特別会計を設けて運営し、資金の一部を他の公益事業にも充てます。 1. 火災共済事業を推進し、り災による経済的負担の軽減を図ります。 2. 総合共済事業を実施し、共済事由発生時の相互扶助の一部とします。
(研修会)	勤労者の福祉に関する課題や、各種の事業に対する相互理解を得るため、研修会を開催します。 「事業推進研修会」については、開催場所・規模・内容などを検討し、各地区で開催します。(6月～7月) 役員・職員・所長を対象に実務に直結した内容で研修会を開催します。
(福利厚生)	1. 協会加入団体等が行う行事の開催、または参加に対して補助を行います。 2. 基準に達している会員及びその家族が、保養所契約をしている施設に保養目的で宿泊した場合、利用料金の一部を補助します。

3. 業務の改善・見直し

諸課題への対応を確実に実施するとともに、業務プロセスの効率化を含めた業務デジタル化の推進に取り組みます。

また、公益法人法改正(2025年4月施行/3年間の経過措置あり)への対応については、内容を十分把握し、実施スケジュールを策定したうえでの確に対応します。

4. マツダスタジアム観戦募集

加入促進活動の一環として、今年度も「マツダスタジアム年間SS指定席(6席)」を購入し、共済加入者(火災共済50口以上、総合共済3口)に対して観戦募集を行っています。

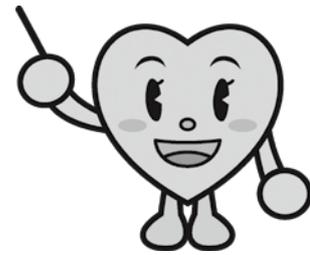
応募資格があり、観戦を希望される方は、「ファックス・郵送」または「インターネット・スマートフォン」からご応募ください。

なお、詳しい内容は、協会ホームページを検索してみてください。

ホームページ ()



勤労者協会からのお知らせ



火災共済団体扱いに関する運用見直しについて

2024年12月31日時点の火災共済の加入実績は合計で225団体/338.2万口ですが、その内、各支所直轄団体分(13団体/92.3万口)を除いた団体は212団体/245.9万口となります。

また、業務委託料に関する内規には、「火災共済に3名以上加入契約した団体(法人)に対し、業務委託契約を締結することができる」と定められていますが、現在対象である212団体の内、加入者3名未満が43団体、加入者3名以上5名未満が31団体と加入件数・口数の少ない団体が多くあり、業務が煩雑になるひとつの要因となっています。

そのような中、協会においては、組織・財政や業務・事業の見直しに取り組んでおり、この度の団体扱いの見直しにより業務の適正化・効率化を図るとともに、経費の削減にもつなげたいと考えています。

については、火災共済団体扱いの運用を一部見直すとともに、火災共済保険加入に関する協定書の内容を一部見直し、2025年4月以降、改めて締結することとします。

業務委託料支払いに関する内規一部改訂について

業務委託料の受領書の取り扱いや火災共済団体扱いに関する運用の見直しに伴い、内規を一部改訂します。

改訂前	改訂後
<p>(支払い方法) 第5条 業務委託料の支払方法は、手渡し又は口座振込みとし、受領した団体は、業務委託料を確認し、受領書に捺印の上、当協会に送付しなければならない。</p>	<p>(支払い方法) 第5条 業務委託料の支払方法は、現金支払い又は口座振込みとし、現金を受領した団体は、業務委託料を確認し、受領書に捺印の上、当協会に送付しなければならない。</p>
	<p><u>(業務委託契約の解除)</u> 第6条 団体(法人)が消滅した場合は、業務委託契約を自動的に解除する。 2 各年4月1日時点において、火災共済の加入者が5名未満となった団体(法人)については、1年後に改めて加入状況を確認し、5名未満であれば業務委託契約を解除する。</p>
<p>雑 則</p>	<p>雑 則</p>
<p>(内規の改廃) 第6条 この内規の改廃は、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>(内規の改廃) 第7条 この内規の改廃は、理事会の議決を経なければならない。</p>
<p>附 則 この内規は、この法人の移行(設立)の登記の日(平成26年4月1日)から施行する。</p>	<p>附 則 この内規は、この法人の移行(設立)の登記の日(平成26年4月1日)から施行する。</p>
	<p>一部改訂 令和7年3月25日 第6回理事会 実施 令和7年4月1日より</p>